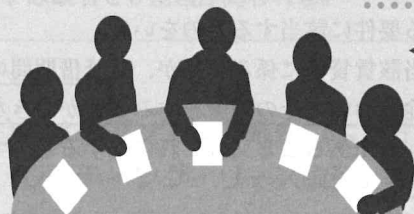


# 事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第86回>形式的フルペイアウト要件外し  
リースの否認事件

..... 大阪勉強会グループ 著  
(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回(第85回)は No3772 (令和5年10月9日号)に掲載いたしました。〕

リースにおけるフルペイアウト要件を外すため9割を切るよう残価設定を行ったものの、事実認定により賃借料処理が否認された事件が登場している。一部の実務では多用されている可能性がある処理だけに注意しておきたい。

## 1 はじめに

**ポイント** リース取引の論点が出てくる  
リース取

sample

sample

sample

白井) この事件は、リース取引以外にもリースによらない設備取得時期について面白い論点を扱っているようです。

内藤) その

で扱う予定

判断が出て

岡野) 逆に、示地獄における裁判の中には、国税不服審判所で審判を仰いだリース取引に関する論点は出てこなかったわけですね。だ

sample

sample

sample

して否認された事件であり、実務上、知っておくべき事例だと思います。

## 2 令和2年3月23日裁決 名裁(法・諸) 令元第19号

使用するため、注文者によって機械装置等が所期の性能を有することの確認等をされた時点に於てというべきであり、請取人が本件各装置を取得各機械装置入することこともでき

ない。本件各リース取引はいずれも中途解約不能要件に該当すると認められるから、本件

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他